

証券コード 4714

(発信日) 2025年5月8日
(電子提供措置の開始日) 2025年4月30日

株 主 各 位

東京都豊島区目白三丁目1番40号
株式会社 リソー教育
代表取締役社長 天坊真彦

第40回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第40回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご案内申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

◎当社ウェブサイト
<https://www.riso-kyoikugroup.com/ir/stockholder/>



◎株主総会資料 掲載ウェブサイト
<https://d.sokai.jp/4714/teiji/>



なお、当日のご出席に代えて、書面またはインターネットによって議決権を行使することができませんので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討いただき、4頁から5頁に記載の「議決権行使についてのご案内」をご確認のうえ、2025年5月22日（木曜日）午後6時まで議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年5月23日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都豊島区西池袋一丁目6番1号 ホテルメトロポリタン4階 桜
3. 目的事項
- 報告事項
 1. 第40期（2024年3月1日から2025年2月28日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第40期（2024年3月1日から2025年2月28日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 吸収分割契約承認の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 資本準備金の額の減少の件
- 第4号議案 取締役7名選任の件
- 第5号議案 監査役1名選任の件
- 第6号議案 取締役（非業務執行取締役および社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

4. 招集にあたっての決定事項

- (1) 電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令および当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。従って、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面は、監査報告および会計監査報告を作成するに際し、監査役および会計監査人が監査をした対象書類の一部であります。
 - ① 新株予約権等の状況
 - ② 会計監査人の状況
 - ③ 連結株主資本等変動計算書
 - ④ 株主資本等変動計算書
 - ⑤ 連結計算書類の連結注記表
 - ⑥ 計算書類の個別注記表
- (2) ご返送いただいた議決権行使書面において、各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱います。
- (3) 議決権行使書面およびインターネットにより議決権が重複して行使された場合には、インターネットによる議決権行使を有効なものとしたします。また、インターネットで複数回数、議決権行使をされた場合は、最後の行使を有効な行使としてお取り扱いいたします。

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前頁に記載しておりますインターネット上の各ウェブサイトにてその旨、修正前の事項および修正後の事項を掲載させていただきます。
 - ◎本定時株主総会の決議結果については、前記当社ウェブサイトに掲載いたします。

<株主の皆様へ>

ご出席の株主の皆様へのお土産のご用意はございません。

第40期 期末（第4四半期）配当金のお支払いについて

当社は2025年4月8日開催の取締役会で期末（第4四半期）配当金のお支払いを決議いたしました。

つきましては、2025年5月9日を支払開始日として、1株につき10円の期末（第4四半期）配当金をお支払いいたします。同封の配当金領収証により、お近くのゆうちょ銀行または郵便局で、払渡期間内（2025年5月9日から2025年6月10日まで）にお受取り願います。

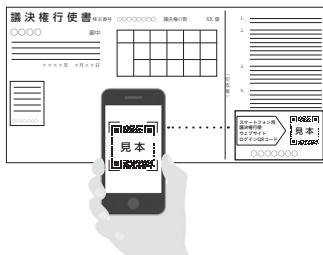
なお、銀行預金口座振込をご指定の方は、同封の「配当金計算書」ならびに「配当金振込先ご確認のご案内」のとおり、手続きをいたしますのでご確認ください。

インターネットによる議決権行使のご案内

ログインQRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は **1回のみ**。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

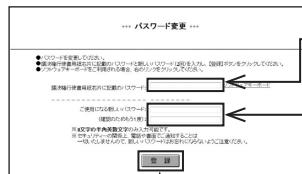
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル
☎ 0120-768-524
(受付時間 年末年始を除く9:00～21:00)

事業報告

(2024年3月1日から)
(2025年2月28日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

(全般の概況)

当連結会計年度における我が国経済は、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果、インバウンド需要の増加等により緩やかな回復が続くことが期待される一方で、エネルギー価格・原材料費の高騰および為替変動等による景気への影響が懸念されるなど、依然として先行きが不透明な状況が継続しております。

学習塾業界におきましても、こうした経済状況や少子化、大学入試改革をはじめとした様々な教育制度改革による入試方法の多様化、経営環境の変化への迅速な対応が求められております。

こうした環境のもと、少子化を前提としたビジネスモデルである当社グループは、「すべては子どもたちの未来のために」という考え方から、高品質な「本物」の教育サービスを提供し、徹底した差別化戦略によって日本を代表するオンリーワン企業を目指すことを経営の基本方針としております。

また、ヒューリック株式会社のグループ会社になったことでさらに連携が強化されたことに加え、当社、ヒューリック株式会社およびコナミスポーツ株式会社との3社で開発を進めている教育特化型ビル「こどもでぱーと」の開発や、株式会社伸芽会とコナミスポーツ株式会社との業務提携による「多彩で豊かな人間性をもった文武両道のバランスのとれた子どもを育む」事業の発展など、異業種を含めた他社との提携を推し進めることで、今後も引き続き、高付加価値サービスを提供するとともに、持続的成長と企業価値向上に努めてまいります。

当連結会計年度においては、進学個別指導塾「TOMAS」の期中平均生徒数が前期比2.3%増加、学校内個別指導の「スクールTOMAS」では個別指導の期中平均受講者数が前期比17.1%増加したことに加え、経費の効率的使用による費用削減により増収増益を達成し、売上高においては過去最高となりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は33,394百万円（前期比3.7%増）、営業利益は2,933百万円（前期比11.6%増）、経常利益は2,938百万円（前期比10.7%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は1,743百万円（前期比4.9%増）となりました。

（部門別概況）

セグメント別の業績は次のとおりとなります。

(a) TOMA S（トーマス） [学習塾事業部門]

完全1対1の進学個別指導による高品質な教育サービスを提供し、売上高は17,671百万円（前期比5.0%増）、内部売上を含むと17,731百万円(前期比5.4%増)となりました。

当連結会計年度におきましては、メディックTOMA S 渋谷校（東京都）、TOMA S 用賀校（東京都）、TOMA S 市が尾校(神奈川県)を新規開校、TOMA S 南浦和校（埼玉県）、TOMA S 志木校(埼玉県)を移転リニューアル、TOMA S 西日暮里校（東京都）、TOMA S 飯田橋校（東京都）、TOMA S 府中校(東京都)をリニューアルいたしました。

(b) 名門会 [家庭教師派遣教育事業部門]

100%プロ社会人講師による教育指導サービスの提供に加え、全国区へ事業展開を図っており、売上高は4,932百万円（前期比1.9%減）となりました。

(c) 伸芽会 [幼児教育事業部門]

名門幼稚園・名門小学校受験業界でトップクラスの合格実績を誇る既存事業「伸芽会」に加え、受験対応型の長時間英才託児事業「伸芽'Sクラブ（しんが〜ずくらぶ）」の2つのブランドの充実を図り、売上高は5,708百万円（前期比0.1%減）、内部売上を含むと5,737百万円（前期比0.0%増）となりました。

当連結会計年度におきましては、コナミスポーツ伸芽'Sアカデミー武蔵小杉校（神奈川県）を新規開校、伸芽'Sクラブ学童吉祥寺校（東京都）をリニューアルいたしました。

(d) スクールTOMA S [学校内個別指導事業部門]

学校内個別指導塾「スクールTOMA S」の営業展開を推し進め、売上高は3,438百万円（前期比17.5%増）、内部売上を含むと3,439百万円（前期比17.5%増）となりました。

(e) プラスワン教育 [人格情操合宿教育事業部門]

情操分野を育む多彩な体験学習サービスの提供を行い、売上高は1,625百万円（前期比4.3%減）、内部売上を含むと1,637百万円（前期比4.3%減）となりました。

当連結会計年度におきましては、T O M A S 体操スクール武蔵小杉校(神奈川県)、T O M A S サッカースクール墨田校(東京都)を新規開校いたしました。

(f) その他の事業

売上高は17百万円（前期比6.8%増）、内部売上を含むと134百万円（前期比0.8%減）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度においては、T O M A S、名門会および伸芽会等における新規開校や既存校のリニューアルに伴う器具備品等およびソフトウェアに係る設備投資を行い、設備投資総額は1,171百万円（うち敷金及び保証金235百万円）となりました。

設備投資の内訳は、学習塾事業940百万円(うち敷金及び保証金188百万円)、家庭教師派遣教育事業64百万円(うち敷金及び保証金3百万円)、幼児教育事業111百万円(うち敷金及び保証金37百万円)、学校内個別指導事業25百万円、人格情操合宿教育事業29百万円(うち敷金及び保証金5百万円)となりました。

なお、当連結会計年度において保養所の土地・建物を売却し、固定資産売却益61百万円を計上しております。

③ 資金調達の状況

当社グループは、2024年5月28日に第三者割当てにより15,596,330株の新株式を発行し、3,399百万円の資金調達を行いました。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産および損益の状況

| 区 分 | 第37期 (2021年3月1日から 2022年2月28日まで) | 第38期 (2022年3月1日から 2023年2月28日まで) | 第39期 (2023年3月1日から 2024年2月29日まで) | 第40期 (2024年3月1日から 2025年2月28日まで) |
|---------------------|---------------------------------------|---------------------------------------|---------------------------------------|---------------------------------------|
| 売 上 高 | 30,008百万円 | 31,488百万円 | 32,215百万円 | 33,394百万円 |
| 経 常 利 益 | 3,060百万円 | 2,462百万円 | 2,655百万円 | 2,938百万円 |
| 親会社株主に帰属する 当期純利益 | 2,393百万円 | 1,487百万円 | 1,661百万円 | 1,743百万円 |
| 1株当たり当期純利益 | 15.99円 | 9.64円 | 10.76円 | 10.48円 |
| 総 資 産 | 18,924百万円 | 18,125百万円 | 18,096百万円 | 22,109百万円 |
| 純 資 産 | 10,392百万円 | 9,225百万円 | 8,484百万円 | 12,034百万円 |
| 1株当たり純資産額 | 66.81円 | 59.14円 | 54.26円 | 70.31円 |

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を2023年2月期の期首から適用しており、2023年2月期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。
3. 過年度決算に関しまして会計処理の誤謬が判明したため、第37期(2022年2月期)、第38期(2023年2月期)、第39期(2024年2月期)につきましては、当該誤謬を訂正した後の金額を記載しております。

(3) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

| 会 社 名 | 資 本 金 | 当社に対する 議 決 権 比 率 | 当 社 と の 関 係 |
|------------|------------|---------------------|---------------|
| ヒューリック株式会社 | 111,609百万円 | 51.1% | 不動産賃貸取引・役員の兼任 |

- (注) 1. ヒューリック株式会社は、2024年5月28日に同社を割当先とする公開買付けおよび第三者割当増資により、親会社となりました。
2. 親会社であるヒューリック株式会社との取引に当たっては、他の取引先と同様の基本条件、公正な市場価格に基づき交渉のうえ、内容を決定しており、少数株主の利害を害するものではないと判断しております。

② 親会社等との間の取引に関する事項

(a) 当該取引をするにあたり当社の利益を害さないように留意した事項

当社は、2024年4月8日開催の取締役会において、ヒューリック株式会社を割当先として第三者割当の方法による新株式の発行を行うこと（以下「本第三者割当増資」という。）について決議し、2024年5月28日付で実施いたしました。本第三者割当増資により親会社となったヒューリック株式会社との間に資本取引が発生いたしました。

親会社との第三者割当増資に関する取引については、当該取引に係る当社の事業上の必要性、他の資金調達手段との比較で第三者割当増資を選択すること、割当予定先、発行条件および希薄化の規模に係る相当性ならびに有利発行該当性に係る適法性等に留意いたしました。

(b) 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断およびその理由

親会社との第三者割当増資に関する取引については、上記の留意した事項および親会社からの独立性確保の観点も踏まえ、当社取締役会は、本第三者割当増資に係る条件について十分に討議、検討を行い、決議に参加できる取締役全員の賛成により本第三者割当増資につき決議いたしました。

なお、当社の取締役のうち、西浦三郎氏は、ヒューリック株式会社の代表取締役会長を兼務しているため、また、岩佐実次氏は、本第三者割当増資と一連の取引を構成する公開買付けに応募する旨の応募契約を締結するため、手続の公正性を担保する観点から、上記の当社取締役会での本取引に係る審議および決議には参加しておらず、当社の立場においてヒューリック株式会社との協議・交渉にも参加しておりません。

当社取締役会は、この取引を通じた資金調達により、新規事業「こどもでぱーと」開設に伴う設備投資、渋谷創造文化教育施設、DX戦略推進費用、防犯カメラ設置工事、戦略的M&A等の投資資金に充当し、より一層の企業価値向上に寄与するものと考えております。また、当社取締役会は、上記のとおり利益相反の疑いを回避する措置をとっていることから、この取引の内容および条件は公正かつ適切なものであり、当社の利益を害しないと判断いたしました。

(c) 取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見

該当事項はありません。

③ 重要な子会社の状況

| 会 社 名 | 資 本 金 | 出 資 比 率 | 事 業 内 容 |
|---------------|-------|---------|---------------------|
| 株 式 会 社 名 門 会 | 10百万円 | 100.0% | 家庭教師派遣教育事業 |
| 株 式 会 社 伸 芽 会 | 10百万円 | 100.0% | 幼児教育事業 |
| 株式会社プラスワン教育 | 10百万円 | 100.0% | 人格情操合宿教育事業 |
| 株式会社スクールTOMAS | 10百万円 | 100.0% | 学校内個別指導事業 |
| 株式会社駿台TOMAS | 50百万円 | 51.0% | 難関校受験対策特化 個別指導事業 |
| 株式会社ココカラTチャーズ | 10百万円 | 100.0% | 講師採用・研修・紹介事業 |

(4) 対処すべき課題

今後の見通しといたしましては、少子化の流れが継続する中で、大学入試改革をはじめとした様々な教育制度改革による入試方法の多様化など学習塾業界を取り巻く経営環境は引き続き厳しい状況で推移するものと考えられます。これに加えて、経済的リスクが継続的に高まるなど先行き不透明な状況により、業績面での二極化による企業再編・淘汰がさらに加速度的に進むと推測されます。

そうした中、当社グループにおきましては、既存の各事業部門（TOMAS・名門会・伸芽会）は従来通りの差別化戦略を徹底するとともに、受験対応型託児・学童「伸芽'Sクラブ（しんが〜ずくらぶ）」、マンツーマン英会話スクール「インターTOMAS」、学校内個別指導塾「スクールTOMAS」、人格情操合宿教育事業「プラスワン教育」のさらなる収益力強化を図ってまいります。

また、ヒューリック株式会社のグループ会社になったことでさらに連携が強化されたことに加え、当社、ヒューリック株式会社およびコナミスポーツ株式会社との3社で開発を進めている、子ども向けサービスをワンストップで提供する教育特化型ビル「こどもでばーと」の開業や、株式会社伸芽会とコナミスポーツ株式会社との業務連携による「多彩で豊かな人間性をもった文武両道的バランスのとれた子どもを育む」事業の展開など異業種を含めた他社との提携を推し進めることで、当社の「囲い込み戦略」が推進されるだけでなく、教育分野における市場優位性の相互シナジーを発揮し、「子どもたちの未来のために」よりよい教育サービスの提供が可能になります。

なお、カーボンニュートラルへの取り組みについては、その推進を図り、環境負荷の低減のため2023年7月より、当社本社ビルで使用する電力を、ヒューリック株式会社の保有する太陽光発電設備由来の「トラッキング付FIT非化石証書」^(注)を活用したCO2排出量ゼロの実質再生可能エネルギー100%の電力に切り替えを実施いたしました。

当社は引き続き一層のガバナンスの強化と投資家との対話充実に努めるとともに、安心して学習できる環境と「本物」の教育サービスを提供し、企業競争力、企業体質の強化を通じて持続的成長と企業価値向上に努めてまいります。

(注)「トラッキング付FIT非化石証書」とは、石炭・石油などの化石燃料による電気ではなく、FIT太陽光発電所（非化石電源）で発電された電気が有する「環境価値」を証書化したものをいいます。

(5) 主要な事業内容（2025年2月28日現在）

| 事業区分 | 事業内容 |
|------------|---|
| 学習塾事業 | 「ひと部屋に生徒一人に先生一人」の全室黒板（ホワイトボード）付の完全個別指導を中心とした進学学習指導を主な事業としており、直営方式で首都圏（1都3県）を中心に「TOMAS」、医学部受験専門個別指導「メディックTOMAS」、難関校受験対策特化個別指導「Spec. TOMAS」を運営しております。 |
| 英会話スクール事業 | マンツーマン英会話スクール「インターTOMAS」を運営しております。 |
| 家庭教師派遣教育事業 | 100%プロ社会人講師が個別指導する進学学習指導を主な事業としており、直営方式で「名門会家庭教師センター」、TOMASが展開していない地域に全国進学個別指導塾「TOMEIKAI」、双方向型オンライン授業「名門会Online」、医学部受験専門個別指導「MEDIC名門会」を運営しております。 |
| 幼児教育事業 | 名門幼稚園・名門小学校への受験指導を行う「伸芽会」、受験対応型の長時間英才託児事業および進学指導付き学童事業を行う「伸芽’Sクラブ（しんが〜ずくらぶ）」を運営しております。 |
| 学校内個別指導事業 | 学校内に個別指導ブースを設置して「TOMAS」のノウハウを活かした学校内個別指導塾「スクールTOMAS」を運営しております。 |
| 人格情操合宿教育事業 | 知識教育では埋めきれない人格情操教育指導を教育カリキュラムに組み込んだ事業を「スクールツアーシップ」「TOMASサッカースクール」「TOMAS体操スクール」として運営しております。 |

(6) 主要な営業所等 (2025年2月28日現在)

① 当社

本社 東京都豊島区目白三丁目1番40号

| 会社名 | 事業所数 | 都道府県別内訳 |
|------------|------|--|
| 株式会社 リソー教育 | 122 | 東京都 5事業所 埼玉県 9校 東京都 75校 千葉県 10校 神奈川県 23校 |

② 子会社

| 会社名 | 事業所数 | 都道府県別内訳 |
|-------------------------------|------|--|
| 株式会社 名門会 (本社：東京都豊島区) | 48 | 東京都 2事業所 北海道 1校 茨城県 2校 群馬県 1校 千葉県 1校 神奈川県 3校 岐阜県 1校 三重県 1校 大阪府 5校 奈良県 1校 広島県 1校 佐賀県 1校 熊本県 2校 宮城県 1校 栃木県 1校 埼玉県 1校 東京都 4校 石川県 1校 愛知県 4校 京都府 3校 兵庫県 3校 岡山県 1校 福岡県 4校 長崎県 1校 鹿児島県 2校 |
| 株式会社 伸芽会 (本社：東京都豊島区) | 54 | 東京都 2事業所 埼玉県 2校 東京都 41校 大阪府 1校 千葉県 3校 神奈川県 4校 兵庫県 1校 |
| 株式会社 プラスワン教育 (本社：東京都豊島区) | 17 | 東京都 1事業所 千葉県 1校 神奈川県 2校 東京都 13校 |
| 株式会社 スクールTOMAS (本社：東京都豊島区) | 2 | 東京都 1事業所 大阪府 1事業所 |
| 株式会社 駿台TOMAS (本社：東京都豊島区) | 2 | 東京都 1事業所 東京都 1校 |
| 株式会社 ココカラTチャーズ (本社：東京都豊島区) | 1 | 東京都 1事業所 |

(7) 使用人の状況 (2025年2月28日現在)

① 企業集団の使用人の状況

| 事業区分 | 使用人数 | 前連結会計 年度末比増減 |
|------------|--------|-----------------|
| 学習塾事業 | 486名 | 16名減 |
| 英会話スクール事業 | 20名 | 増減なし |
| 家庭教師派遣教育事業 | 120名 | 8名増 |
| 幼児教育事業 | 262名 | 27名増 |
| 学校内個別指導事業 | 218名 | 15名増 |
| 人格情操合宿教育事業 | 41名 | 4名減 |
| その他 | 2名 | 増減なし |
| 合計 | 1,149名 | 30名増 |

(注) 使用人数には、契約社員163名、アルバイト講師8,068名、パートタイマー351名、
合計8,582名は含んでおりません。

② 当社の使用人の状況

| 使用人数 | 前事業年度末比増減 | 平均年齢 | 平均勤続年数 |
|------|-----------|-------|--------|
| 505名 | 16名減 | 40.3歳 | 9.2年 |

(注) 使用人数には、契約社員69名、アルバイト講師5,714名、パートタイマー137名、
合計5,920名は含んでおりません。

(8) 主要な借入先の状況 (2025年2月28日現在)

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2025年3月21日開催の取締役会において、2025年9月1日（予定）を効力発生日として、会社分割の方式により持株会社体制へ移行することおよび2025年3月下旬に分割準備会社として当社100%出資の子会社「株式会社T O M A S」を設立することを決議し、2025年3月31日に「株式会社T O M A S」を設立いたしました。

また、当社は2025年9月1日付で「株式会社リソー教育グループ」（予定）に商号を変更し、引き続き持株会社として上場を維持する予定です。なお、係る会社分割による持株会社体制への移行および商号変更につきましては、2025年5月23日開催予定の当社定時株主総会で関連する議案の承認が得られることを条件に実施いたします。

内容の詳細につきましては、連結計算書類の連結注記表の「重要な後発事象に関する注記」および計算書類の個別注記表の「重要な後発事象に関する注記」に記載のとおりであります。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2025年2月28日現在)

- ① 発行可能株式総数 426,600,000株
- ② 発行済株式の総数 171,806,159株
- ③ 株主数 28,802名
- ④ 大株主 (上位10名)

| 株主名 | 持株数 | 持株比率 |
|------------------------------|-------------|--------|
| ビューリック株式会社 | 86,885,599株 | 51.08% |
| 日本マスタートラスト 信託銀行株式会社 (信託口) | 15,245,400 | 8.96 |
| 学校法人駿河台学園 | 10,333,700 | 6.07 |
| 岩佐実次 | 5,963,180 | 3.50 |
| 株式会社日本カストディ 銀行 (信託口) | 5,384,100 | 3.16 |
| リソー教育従業員持株会 | 1,255,640 | 0.73 |
| MSIP CLIENT SECURITIES | 1,021,473 | 0.60 |
| 日本証券金融株式会社 | 700,500 | 0.41 |
| 生島健緒 | 609,200 | 0.35 |
| 河村國一 | 600,000 | 0.35 |

- (注) 1. 当社は自己株式 (1,722,779株) を保有しておりますが、上記大株主からは除いております。
2. 持株比率は自己株式 (1,722,779株) を控除して計算しております。

(2) 会社役員 の 状況

① 取締役および監査役の状況（2025年2月28日現在）

| 地 位 | 氏 名 | 担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況 |
|------------------------|----------------------|---|
| 代 表 取 締 役 社 長 | 天 坊 真 彦 | |
| 取 締 役 副 社 長 | 久 米 正 明 | CFO（最高財務責任者） 管理部門管掌 株式会社リソーウェルフェア 代表取締役社長 株式会社ココカラTチャーズ 代表取締役社長 株式会社駿台TOMAS 監査役 |
| 代 表 取 締 役 専 務 | 上 田 真 也 | 株式会社スクールTOMAS 代表取締役社長 株式会社名門会 取締役副会長 株式会社プラスワン教育 取締役副会長 |
| 取 締 役 （ 非 業 務 執 行 ） | 西 浦 三 郎 | ヒューリック株式会社 代表取締役会長 |
| 取 締 役 | 佐 藤 敏 郎 | 公認会計士／税理士 税理士法人K・T・Two 代表社員 日本公認会計士協会 常務理事 日本公認会計士協会神奈川県会 副会長 株式会社クラステクノロジー 社外監査役 熊本学園大学会計専門職研究科実務家講師 株式会社熊本ホテルキャッスル 社外監査役 国立大学法人熊本大学 監事 |
| 取 締 役 | 小 西 徹 | 弁護士 |
| 取 締 役 | 小 野 田 麻 衣 子 | 株式会社ライトスタッフ 代表取締役 株式会社エクサウィザーズ フェロー 株式会社マイカンパニー 代表取締役 株式会社タスキホールディングス 社外取締役 |
| 常 勤 監 査 役 | 能 戸 和 典 | |
| 常 勤 監 査 役 | 表 美 行 | |
| 監 査 役 | 阿 部 一 博 | 弁護士 |
| 監 査 役 | 進 有 希 （ 平 島 有 希 ） | 弁護士 慶應義塾大学大学院法務研究科 助教 |

(注) 1. 取締役佐藤敏郎氏、小西徹氏および小野田麻衣子氏は社外取締役であります。

2. 取締役佐藤敏郎氏は、公認会計士および税理士の資格を有していることから、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

取締役小西徹氏は、弁護士の資格を有しており、豊富な経験とコンプライアンスに関する幅広い見識

を有するものであります。

取締役小野田麻衣子氏は、企業経営者・研究者として、豊富な経験とダイバーシティなどに関する幅広い知見を有するものであります。

3. 監査役阿部一博氏および進有希（平島有希）氏は社外監査役であります。

4. 監査役阿部一博氏は、弁護士の資格を有していることから、豊富な経験とコンプライアンスに関する幅広い見識を有しております。

監査役進有希（平島有希）氏は、弁護士の資格を有していることから、豊富な経験と企業法務、コンプライアンスに関する幅広い見識を有しております。

5. 佐藤敏郎氏、小西徹氏、小野田麻衣子氏、阿部一博氏および進有希（平島有希）氏の5氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、各取締役（業務執行取締役等を除く）および各社外監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で、当社および当社の子会社の取締役および監査役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとしております。保険料は全額当社が負担しております。

ただし、違法な利益・便宜供与を得た場合、故意の法令違反や犯罪行為の場合、保険期間の開始以前に損害賠償請求がなされるおそれがある状況を認識していた場合等、一定の免責事由があります。

④ 取締役および監査役の報酬等

1. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月19日開催の取締役会において、取締役および監査役の報酬等の内容の決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることから、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役および監査役の報酬等の内容の決定方針の内容は次のとおりです。

ア. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。

- ・当社グループの中長期的な企業価値向上に向けた取り組みを促し、当社の企業理念を追求できる体制・企業文化を醸成させるものであること
- ・より優秀かつ当社グループおよび顧客のために尽力できる人材を長期的に確保できる水準であること
- ・経営者としての強い責任感があり、株主目線に立って経営を舵取りできるインセンティブがあること

具体的には、社内取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬および株式報酬（株式報酬型ストック・オプション）により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととしております。

イ. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役および監査役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、経営環境を含めた市場動向や当社の業績、従業員給与の水準を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとしております。

ウ. 株式報酬（株式報酬型ストック・オプション）の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針

当社の取締役（社外取締役を除く）の報酬に関して、当社の業績や株価との連動性を強め、取締役が株価上昇のメリットのみならず株価下落のリスクまでも株主の皆様と共有し、中長期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めることを目的として、株式報酬型ストック・オプションを導入しております。

上限として、当社の直近事業年度における連結経常利益の1.5%にあたる金額を超えるストック・オプションの割り当ては行いません。また、当社の企業価値を反映した株価と役員報酬の連動性を高めるため、株式報酬型ストック・オプション（権利行使価格が1円の新株予約権）制度としております。この株式報酬型ストック・オプションは、当社取締役（社外取締役を除く）に対して年額総額1億円を上限として割り当てております。

新株予約権を行使できる期間は、割当日の翌日から40年以内とし、その期間内において当社の取締役の地位を喪失した翌日から10日を経過する日までに限り一括して行使できるものとしております。

エ. 基本報酬（金銭報酬）の額または株式報酬（ストック・オプション）の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の報酬等の種類別の割合については、具体的な割合は定めないものとします。

オ. 取締役および監査役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議にもとづき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額および各取締役の担当事業の業績を踏まえた株式報酬（ストック・オプション）の評価配分としております。

2. 当事業年度に係る報酬等の総額等

| 区 分 | 報酬等の総額 | 報酬等の種類別の総額 | | | 員 数 |
|------------------|-------------------|-------------------|-------------|------------|-------------|
| | | 基本報酬 | 業績連動 報酬等 | 非金銭 報酬等 | |
| 取締役 (うち社外取締役) | 191百万円 (23百万円) | 191百万円 (23百万円) | － (－) | － (－) | 8名 (3名) |
| 監査役 (うち社外監査役) | 36百万円 (12百万円) | 36百万円 (12百万円) | － (－) | － (－) | 4名 (2名) |
| 合 計 (うち社外役員) | 228百万円 (35百万円) | 228百万円 (35百万円) | － (－) | － (－) | 12名 (5名) |

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、2024年5月24日開催の第39回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名(うち社外取締役0名)の在任中の報酬等の額が含まれております。
2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 社外取締役の報酬の額には、2024年6月21日に設置した特別委員会での報酬3百万円が含まれております。
4. 取締役の報酬限度額は、2009年5月26日開催の第24回定時株主総会において年額300百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役員数は、5名(うち、社外取締役0名)であります。また別枠で、2018年5月25日開催の第33回定時株主総会において、ストック・オプション報酬額として年額100百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役(社外取締役を除く)の員数は、8名であります。また、2021年5月28日開催の第36回定時株主総会において取締役に対するストック・オプション内容一部追加についての決議を頂いております。当該株主総会終結時点の取締役(社外取締役を除く)の員数は5名であります。
5. 監査役の報酬限度額は、2020年5月28日開催の第35回定時株主総会において年額100百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、4名であります。
6. 当事業年度末日現在の取締役は7名(うち社外取締役は3名)、監査役は4名(うち社外監査役は2名)であります。

⑤ 社外役員に関する事項

1. 取締役 佐藤敏郎

ア. 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

取締役佐藤敏郎氏は税理士法人K・T・Two代表社員、日本公認会計士協会常務理事、日本公認会計士協会神奈川県会副会長、株式会社クラステクノロジー社外監査役、熊本学園大学会計専門職研究科実務家講師、株式会社熊本ホテルキャッスル社外監査役および国立大学法人熊本大学監事であります。当社と各兼職先との間に特別の関係はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況および社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要

当事業年度に開催した14回の取締役会全てに出席し、公認会計士・税理士としての専門知識を活かし、経営に対する高い見識から発言を行っております。

2. 取締役 小西徹

ア. 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

該当事項はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況および社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要

当事業年度に開催した14回の取締役会全てに出席し、弁護士としての豊富な経験と専門知識を活かし、コンプライアンスの観点から発言を行っております。

3. 取締役 小野田麻衣子

ア. 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

取締役小野田麻衣子氏は、株式会社ライトスタッフ代表取締役、株式会社エクサウィザーズのフェロー、株式会社マイカンパニー代表取締役および株式会社タスキホールディングス社外取締役であります。当社と各兼職先との間に特別の関係はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況および社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要

当事業年度に開催した14回の取締役会全てに出席し、企業経営者・研究者として、豊富な経験と幅広い知見に基づき、ダイバーシティの観点から発言を行っております。

4. 監査役 阿部一博

ア. 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催した14回の取締役会全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地からの発言を行っております。また、当事業年度に開催した17回の監査役会全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

5. 監査役 進有希（平島有希）

ア. 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

監査役進有希（平島有希）氏は、慶應義塾大学大学院法務研究科助教であります。当社と各兼職先との間に特別の関係はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催した14回の取締役会全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地からの発言を行っております。また、当事業年度に開催した17回の監査役会全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

(3) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 当社および当社子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 1. グループ倫理憲章およびコンプライアンス規程をはじめとするコンプライアンスに係わる諸規程を当社および当社子会社（以下「当社グループ」という）の役職員が遵守し、当社グループの役職員の職務執行が法令および定款に適合し、社会的責任を果たすべきことを周知徹底する。
 2. 当社グループのコンプライアンス体制を監督し改善するための組織として、コンプライアンス担当役職員を委員長とする「リスク・コンプライアンス委員会」を設置する。なお、当社グループのコンプライアンスに関する問題を相談または通報する内部通報窓口を設置し、コンプライアンス上の問題が生じた場合は、その内容等について取締役会および監査役に報告する。
 3. 各部署を横断的に統括するコンプライアンス部において、グループ会社全社の法令違反を事前に洗い出し、未然にコンプライアンス違反を防ぐ体制を整える。定期的に法令改正等の有無を管理企画局内の各部署と確認し、必要に応じてグループ会社全社と共有する。
 4. 社長直轄の内部監査室において、内部監査規程等に基づき当社グループの全部署を対象に業務活動を監視し、業務執行における法令遵守体制の向上に努める。
 5. 財務報告の適正性と信頼性を確保するために、法令等に従い財務報告に係る内部統制を整備し適切な運用に努める。
 6. 社会秩序や安全を脅かす反社会的勢力とは、取引関係を含め一切の関係を遮断し、不当な要求については毅然とした対応を行い、これを拒絶する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

文書管理規程等の諸規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下「文書等」という）に記録し、保存する。取締役および監査役は、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。
- ③ 当社および当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループのコンプライアンス、情報セキュリティ、災害、役員提供等に係るリスクについては、「リスク・コンプライアンス委員会」においてリスク管理を行うものとする。な

お、当社グループに重大なリスクが顕在化した場合は、取締役会において速やかに対応責任者となる取締役を定め、対応策を決定のうえ関係部門に実行を指示するものとする。

- ④ 当社および当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
定時取締役会を毎月1回、臨時取締役会を随時開催し、重要事項の決定および取締役の職務執行状況の監督を行う。また、取締役会において策定された当社グループの中期経営計画を踏まえ、毎事業年度ごとの予算編成や事業計画を定め、さらにグループ会社の進捗状況を検証する。
- ⑤ 当社および当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社グループにおいて、法令遵守体制、リスク管理体制を構築するためにグループ倫理憲章を共有するとともに、子会社管理規程に従い、子会社の組織、業務等の重要事項については、当社の取締役会への報告、承認を得るものとする。
- ⑥ 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
当社が定める子会社管理規程において、グループ会社の予算、収益、資金その他の重要な情報について、当社への定期的な報告を義務付け、グループ会社において重要な事象が発生した場合には、当社への報告を義務付ける。
- ⑦ 監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項、および監査役の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査役が、その職務を補助すべき使用人が必要と判断する場合は、監査役の指揮命令に服し、その職務を補助する専属の使用人を配置するものとし、当該使用人は、監査役から指示された職務に関して、取締役および上長等の指揮、命令を受けない。
また、当該使用人の人事異動は予め監査役の同意を得るものとする。
- ⑧ 当社の取締役および使用人ならびに子会社の取締役、監査役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当該監査役設置会社の監査役に報告するための体制
 1. 当社グループの取締役および従業員ならびにグループ会社の監査役は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。
 2. 当社グループの取締役および従業員ならびにグループ会社の監査役は、法令等の違反行為

等、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実については、これを発見次第、直ちに当社監査役に対して報告を行う。

3. 内部監査室は定期的に当社監査役に対する報告会を実施し、当社グループにおける内部監査、コンプライアンス、リスク管理等の現状を報告する。
4. 内部監査室は、当社の役職員からの内部通報の状況について、定期的に常勤監査役に対して報告する。

⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社グループの役職員が監査役監査に対する理解を深め、監査役監査の環境を整備するよう努めるとともに、監査役と代表取締役との定期的な意見交換、監査役と会計監査人との定期的な情報交換、監査役と内部監査室との連携を図るものとする。

⑩ 監査役への報告をしたものが当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、当社監査役へ報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役職員に周知徹底する。

⑪ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

1. 当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、費用の前払等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
2. 監査役会が、独自の外部専門家（弁護士・公認会計士等）を監査役のための顧問とすることを求めた場合、当社は、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、その費用を負担する。
3. 当社は、監査役の職務の執行について生ずる費用等を支出するため、毎年、一定額の予算を設ける。

(4) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① 内部統制システム全般

当社および子会社の内部統制システム全般の整備・運用状況を当社の内部監査室がモニタリングし、改善を進めております。

② コンプライアンス

法令遵守体制の点検・強化を当社のリスク・コンプライアンス委員会（当事業年度においては11回開催）が中心となって行っており、「すべては子どもたちの未来のために」という企業理念のもと社会的責任を果たすために、リスク・コンプライアンス委員会で当社およびグループ会社のコンプライアンスに関する課題の把握とその対応策の立案・実施をしており、また、グループの役職員の行動指針として「リソー教育グループ倫理憲章」を定め、役員員に対して定期的なコンプライアンス研修を実施しております。

法令違反・不正行為等の早期発見およびそれらを未然に防止することで当社の社会的信頼を維持することを目的として、当社内部監査室、社外取締役、社外監査役および弁護士事務所ならびに第三者機関を窓口とした内部通報制度を当社に設置しており、相談内容が直ちに当社の常勤監査役に報告される体制を整備しております。また、内部通報制度運用規程に通報者が不利益を受けない旨を規定しております。

③ リスク管理

当社の危機管理に関する基本的事項について定め、経営に重大な影響を及ぼす危機を未然に防止すること、および万一発生した場合の被害損失の最小化を図ることを目的とし、リスク管理規程を制定し、当社のリスクに関する総括組織としてリスク・コンプライアンス委員会を設置し、具体的なリスクを一元的に収集・分類することにより重要リスクを特定してリスクへの対応を図り、危機管理に必要な体制を整備しております。

④ 子会社経営管理

子会社の経営管理につきましては、当社の子会社管理規程に基づき、子会社の管理に関する方針および諸手続について定めるとともに子会社としての対外信用の保持、子会社各社の自主責任経営への指導、助言等を通じて、企業グループとしての経営効率の向上を図ることを実施しております。また、当社の内部監査部門は、子会社に対する監査を実施しており、グループ経営に対応した効率的なモニタリングを実施しております。

⑤ 取締役の職務執行

「リソー教育グループ倫理憲章」や役員規程等の社内規程を制定し、取締役が法令および定款に則って行動するように徹底しており、社外取締役を複数名選任し、かつ、取締役会等を通じて社外取締役から発言が積極的に行われる機会を設けることで、監督機能を強化しております。なお、当事業年度においては、取締役会は14回開催されております。

また、組織規程に業務分掌、職務権限を定め、これにより責任の明確化ならびに効率的な業務遂行を図っております。

⑥ 監査役

社外監査役を含む監査役は、取締役会への出席および常勤監査役による経営政策会議およびその他の重要会議への出席を通じて、内部統制の整備、運用状況を確認しております。また、会計監査人、内部監査室および内部統制に係る組織と必要に応じて双方向的な情報交換を実施することで、当社の内部統制システム全般をモニタリングするとともに、より効率的な運用について助言を行っております。

(5) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題の一つとして捉え、連結配当性向を指標として、業績に応じた配当を行うことを基本方針にしております。この方針に基づき、当事業年度の期末（第4四半期）配当金については、1株当たり10円とさせていただきました。

引き続き株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題と認識し、安定的な利益還元に配慮しつつ、企業の持続的成長および企業価値の創造のための内部留保の充実度合い、利益の状況および経営環境等を総合的に考慮したうえで、配当性向50%以上を目途として検討・実施することを基本方針としております。

連結貸借対照表

(2025年2月28日現在)

(単位：千円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|-----------------|-------------------|----------------|-------------------|
| (資産の部) | | (負債の部) | |
| 流動資産 | 12,686,208 | 流動負債 | 5,865,068 |
| 現金及び預金 | 8,952,594 | 未払金 | 1,251,226 |
| 営業未収入金 | 2,904,137 | 未払法人税等 | 596,743 |
| 棚卸資産 | 214,251 | 契約負債 | 2,558,048 |
| 前払費用 | 595,273 | 賞与引当金 | 327,046 |
| その他 | 26,218 | 資産除去債務 | 36,830 |
| 貸倒引当金 | △6,267 | その他 | 1,095,172 |
| 固定資産 | 9,423,539 | 固定負債 | 4,210,605 |
| 有形固定資産 | 3,732,038 | 退職給付に係る負債 | 2,907,317 |
| 建物及び構築物 | 2,115,250 | 資産除去債務 | 1,295,019 |
| 工具、器具及び備品 | 1,165,065 | その他 | 8,268 |
| 土地 | 395,039 | 負債合計 | 10,075,673 |
| 建設仮勘定 | 32,667 | (純資産の部) | |
| その他 | 24,014 | 株主資本 | 12,096,598 |
| 無形固定資産 | 478,048 | 資本金 | 4,590,415 |
| 投資その他の資産 | 5,213,452 | 資本剰余金 | 4,331,411 |
| 投資有価証券 | 82,650 | 利益剰余金 | 3,530,585 |
| 繰延税金資産 | 1,666,192 | 自己株式 | △355,814 |
| 敷金及び保証金 | 3,168,566 | その他の包括利益累計額 | △137,642 |
| その他 | 302,115 | その他有価証券評価差額金 | 19,252 |
| 貸倒引当金 | △6,072 | 退職給付に係る調整累計額 | △156,895 |
| 資産合計 | 22,109,747 | 新株予約権 | 75,118 |
| | | 純資産合計 | 12,034,074 |
| | | 負債純資産合計 | 22,109,747 |

連結損益計算書

(2024年3月1日から
2025年2月28日まで)

(単位：千円)

| 科 目 | 金 額 |
|-----------------|------------|
| 売上高 | 33,394,944 |
| 売上原価 | 24,348,501 |
| 売上総利益 | 9,046,442 |
| 販売費及び一般管理費 | 6,112,695 |
| 営業利益 | 2,933,747 |
| 営業外収益 | 28,012 |
| 受取利息 | 1,996 |
| 受取配当金 | 2,819 |
| 受取配当金除斥 | 2,967 |
| 未払配当金 | 3,354 |
| 写真販売収入 | 3,820 |
| その他 | 4,883 |
| 営業外費用 | 22,861 |
| 支払利息 | 69 |
| 株式支払手数料 | 16,017 |
| その他 | 4,333 |
| その他 | 2,441 |
| 経常利益 | 2,938,898 |
| 特別利益 | 105,521 |
| 固定資産売却益 | 61,111 |
| 親会社株式売却益 | 44,409 |
| 特別損失 | 462,063 |
| 固定資産除却損失 | 46,010 |
| 減損損失 | 311,787 |
| 移転費用 | 4,844 |
| 公開買付関連費用 | 96,607 |
| その他 | 2,813 |
| 税金等調整前当期純利益 | 2,582,355 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 981,239 |
| 法人税等調整額 | △141,953 |
| 当期純利益 | 1,743,069 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | 1,743,069 |

貸借対照表

(2025年2月28日現在)

(単位：千円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|-----------------|-------------------|----------------|-------------------|
| (資産の部) | | (負債の部) | |
| 流動資産 | 8,062,801 | 流動負債 | 3,777,296 |
| 現金及び預金 | 6,077,271 | 買掛金 | 17,255 |
| 営業未収入金 | 1,248,005 | 未払金 | 771,438 |
| 教材 | 47,989 | 未払費用 | 204,190 |
| 貯蔵品 | 21,502 | 未払法人税等 | 373,408 |
| 前払費用 | 327,115 | 未払消費税等 | 234,106 |
| 関係会社短期貸付金 | 200,000 | 契約負債 | 1,647,740 |
| 関係会社未収入金 | 136,608 | 預り金 | 284,359 |
| その他 | 7,268 | 賞与引当金 | 167,809 |
| 貸倒引当金 | △2,961 | 資産除去債務 | 20,312 |
| | | その他 | 56,675 |
| 固定資産 | 9,306,824 | 固定負債 | 2,235,518 |
| 有形固定資産 | 2,960,308 | 退職給付引当金 | 1,417,782 |
| 建物 | 1,497,188 | 資産除去債務 | 809,466 |
| 工具、器具及び備品 | 1,039,766 | その他 | 8,268 |
| 土地 | 395,039 | 負債合計 | 6,012,814 |
| 建設仮勘定 | 3,495 | (純資産の部) | |
| その他 | 24,818 | 株主資本 | 11,262,439 |
| 無形固定資産 | 323,279 | 資本金 | 4,590,415 |
| ソフトウェア | 308,572 | 資本剰余金 | 4,331,411 |
| その他 | 14,706 | 資本準備金 | 2,522,859 |
| 投資その他の資産 | 6,023,236 | その他資本剰余金 | 1,808,552 |
| 投資有価証券 | 82,650 | 利益剰余金 | 2,696,426 |
| 関係会社株式 | 1,457,010 | 利益準備金 | 53,923 |
| 関係会社長期貸付金 | 1,692,610 | その他利益剰余金 | 2,642,503 |
| 繰延税金資産 | 879,515 | 繰越利益剰余金 | 2,642,503 |
| 敷金及び保証金 | 1,710,972 | 自己株式 | △355,814 |
| その他 | 278,106 | 評価・換算差額等 | 19,252 |
| 貸倒引当金 | △77,629 | その他有価証券評価差額金 | 19,252 |
| 資産合計 | 17,369,625 | 新株予約権 | 75,118 |
| | | 純資産合計 | 11,356,811 |
| | | 負債純資産合計 | 17,369,625 |

損益計算書

(2024年3月1日から
2025年2月28日まで)

(単位：千円)

| 科 目 | 金 額 |
|--------------|------------|
| 売上高 | 17,648,516 |
| 売上原価 | 12,086,783 |
| 売上総利益 | 5,561,732 |
| 販売費及び一般管理費 | 4,443,472 |
| 営業利益 | 1,118,260 |
| 営業外収益 | 2,412,667 |
| 受取利息及び配当金 | 1,954,535 |
| 関係会社業務支援朝料 | 407,478 |
| 貸倒引当金戻入額 | 42,669 |
| その他 | 7,984 |
| 営業外費用 | 20,421 |
| 支払利息 | 70 |
| 株式交付費 | 16,017 |
| 支払手数料 | 4,333 |
| 経常利益 | 3,510,506 |
| 特別利益 | 105,465 |
| 固定資産売却益 | 61,055 |
| 投資有価証券売却益 | 44,409 |
| 特別損失 | 386,852 |
| 固定資産除却損 | 6,295 |
| 減損損失 | 276,291 |
| 移転費用等 | 4,844 |
| 公開買付関連費用 | 96,607 |
| その他 | 2,813 |
| 税引前当期純利益 | 3,229,119 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 529,157 |
| 法人税等調整額 | △114,374 |
| 当期純利益 | 2,814,337 |

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年4月18日

株式会社リソー教育
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小野寺 勝

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大久保 照代

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社リソー教育の2024年3月1日から2025年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社リソー教育及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検査する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年4月18日

株式会社リソー教育
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小野寺 勝

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大久保 照代

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社リソー教育の2024年3月1日から2025年2月28日までの第40期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年3月1日から2025年2月28日までの第40期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条3号イの基本方針及び同号ロの各取組み並びに会社法施行規則第118条5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく表示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事実は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

3. 後発事象

- (1) 会社が営む事業に関する事象（重要な事業の譲渡、重要な資産の譲渡など）
株式会社TOMA Sに対する吸収分割
- (2) 資本の増減等に関する事象（重要な新株の発行など）
資本準備金の減少
- (3) 子会社等に関する事象（重要な子会社等の株式の売却など）
株式会社TOMA Sの設立

2025年4月18日

株式会社リソー教育 監査役会

| | |
|-------|--------|
| 常勤監査役 | 能戸和典 ㊟ |
| 常勤監査役 | 表美行 ㊟ |
| 社外監査役 | 阿部一博 ㊟ |
| 社外監査役 | 平島有希 ㊟ |

以上

株主総会参考書類

第1号議案 吸収分割契約承認の件

1. 吸収分割を行う理由

当社主要事業の学習塾業界におきましては、大学入試制度改革や教育環境のデジタル化など、教育を取り巻く環境が刻々と変化しております。

当社は生徒一人ひとりの「個性」に応じた独自の学習カリキュラムで、本物の個別指導サービスを提供し、少子化を追い風に成長を続けてまいりましたが、今後、さらなる少子化の進行や価値観の多様化、社会環境の変化などによる業界再編、淘汰が見込まれます。

このような経営環境の変化に柔軟に対応し、持続的な成長を実現するため、より一層の経営の効率化を目指したグループ体制に再構築することが必要であると考え、当社を親会社とする持株会社体制へ移行することとしました。

持株会社体制への移行を実現するため、2025年3月31日に設立した当社100%出資の株式会社TOMAS（以下「承継会社」といいます。）との間で、2025年9月1日を効力発生日として、当社を吸収分割会社、承継会社を吸収分割承継会社として、当社が営む学習塾事業、英語スクール事業および生徒募集勧誘事業を承継会社に承継させる旨の吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行うこととし、2025年4月18日付で吸収分割契約を締結いたしました。

本議案は、本吸収分割に係る吸収分割契約について、ご承認をお願いするものであります。

※本吸収分割の効力発生日である2025年9月1日をもって、当社は「株式会社リソー教育グループ」に商号変更する予定であります。

2. 吸収分割契約の内容の概要

当社が承継会社と締結した吸収分割契約の内容は、以下のとおりであります。

吸収分割契約書（写し）

株式会社リソー教育（以下「分割会社」という。）及び株式会社TOMAS（以下「承継会社」という。）は、分割会社が管理企画局、内部監査室、お客様相談室及び秘書室において行っている事業を除く一切の事業（以下「本件事業」という。）に関して有する一定の権利義務を承継会社に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」という。）に関し、2025年4月18日（以下「本契約締結日」という。）付で、以下のとおり合意し、吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（本吸収分割）

本契約に定めるところに従い、分割会社は、本吸収分割により、分割会社が本件事業に関して有する別紙「承継対象権利義務明細表」記載の権利義務（以下「承継対象権利義務」という。）を承継会社に承継させ、承継会社はこれを承継する。

第2条（当事者の商号及び住所）

本吸収分割に係る吸収分割会社及び吸収分割承継会社の商号及び住所は、以下のとおりである。

（1）分割会社：吸収分割会社

商号：株式会社リソー教育

但し、本効力発生日（第6条において定義する。）付で「株式会社リソー教育グループ」に商号を変更する予定である。

住所：東京都豊島区目白三丁目1番40号

（2）承継会社：吸収分割承継会社

商号：株式会社TOMAS

住所：東京都豊島区目白三丁目1番40号

第3条（承継する権利義務に関する事項）

1. 承継会社は、本吸収分割により、分割会社から承継対象権利義務を本効力発生日において承継する。
2. 本条の規定による債務の承継は、全て重畳的債務引受の方法による。但し、分割会社と承継会社との間では、承継会社が当該承継する債務の負担を最終的に負うものとし、分割会社が当該承継する債務を本項に基づき負担した場合には、分割会社はその負担の全額について、承継会社に対して求償することができるものとする。
3. 承継対象権利義務の承継に伴う登記、登録、通知その他の手続に要する費用の負担については、分割会社と承継会社との間で協議の上、合意により決定する。

第4条（本吸収分割に際して交付する株式その他の金銭等に関する事項）

承継会社は、本吸収分割に際して、分割会社に対して、本吸収分割により承継する権利義務に代わる株式その他の金銭等の対価の交付を行わない。

第5条（承継会社の資本金等の額）

本吸収分割により承継会社の資本金、資本準備金及び利益準備金の額は増加しない。

第6条（効力発生日）

本吸収分割の効力発生日（以下「本効力発生日」という。）は、2025年9月1日とする。但し、

本吸収分割の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、分割会社及び承継会社間で協議の上、合意によりこれを変更することができる。

第7条（株主総会の承認）

分割会社は、本効力発生日の前日までに、本契約の承認その他本吸収分割に必要な事項の承認に関する株主総会の決議を求めるものとする。なお、承継会社は、会社法の定めに従い、株主総会の承認を得ることなく本吸収分割を行う。

第8条（競業避止義務）

分割会社は、本効力発生日後においても、本件事業に関して、法令によるか否かを問わず、一切競業避止義務を負わない。

第9条（本吸収分割の条件変更及び中止）

本契約締結日以降本効力発生日に至るまでの間において、本吸収分割の実行に重大な支障となる事態が生じ又は明らかとなった場合その他本契約の目的の達成が困難となった場合には、分割会社及び承継会社は、誠実に協議し合意の上、本吸収分割の条件その他の本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

第10条（本契約の効力）

本契約は、以下の各号のいずれかに該当する場合、その効力を失う。

- （1）本効力発生日の前日までに、分割会社の株主総会において、第7条に定める本契約の承認その他本吸収分割に必要な事項の承認が得られない場合
- （2）本効力発生日の前日までに、法令に定められた本吸収分割の実行に必要な関係官庁等の承認等が得られない場合

第11条（公租公課）

承継会社が本吸収分割により分割会社から承継する権利義務に係る公租公課は、効力発生日の前日までは分割会社が、効力発生日以後は承継会社が、それぞれ実日数による日割り計算により負担するものとする。

第12条（印紙税）

本契約に係る印紙税は、分割会社と承継会社とが折半して各自負担する。

第13条（準拠法及び管轄）

1. 本契約の準拠法は日本法とし、日本法に従って解釈されるものとする。

2. 分割会社及び承継会社は、本契約の履行及び解釈に関し紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

第14条（協議）

本契約に定めのない事項その他本吸収分割に関し必要な事項は、分割会社及び承継会社が誠実に協議し、合意の上、決定するものとする。

上記合意の成立を証するため、各当事者が記名押印する。

2025年4月18日

分割会社：東京都豊島区目白三丁目1番40号
株式会社リソー教育
代表取締役社長 天坊 真彦

承継会社：東京都豊島区目白三丁目1番40号
株式会社TOMAS
代表取締役 町田 仁

承継対象権利義務明細表

本効力発生日において、承継会社が分割会社から承継する資産、負債及び債務、契約上の地位、雇用契約その他の権利義務は、下記のとおりとする。なお、承継会社が分割会社から承継する資産及び負債については、分割会社の2025年2月28日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに本効力発生日の前日までの増減を加除した上で確定する。

記

1. 資産

本効力発生日の前日の終了時点において、分割会社が本件事業に関して有する一切の資産。但し、本効力発生日の前日の終了時点における以下に掲げる資産を除く。

- (1) 土地及び建物
- (2) 子会社株式及びその他有価証券
- (3) 分割会社が保有する全ての株式に関して効力発生日の前日までに基準日が到来する剰余金配当請求権
- (4) 商標権

2. 負債及び債務

本効力発生日の前日の終了時点において、分割会社が本件事業に関して負担する一切の負債及び債務。但し、未払配当金債務、租税債務及び法令上の理由により承継できない債務を除く。

3. 契約（雇用契約を除く）

本効力発生日の前日の終了時点において有効に存続し、分割会社が当事者となっている本件事業に係る一切の契約（本件事業に係る業務委託契約、請負契約、賃貸借契約、リース契約を含む。）に関する契約上の地位及びこれらに基づき発生した一切の権利義務。但し、承継会社に承継されない資産及び負債に附帯又は関連する契約を除く。

4. 雇用契約

本件事業に主として従事する従業員（傷病、育児、介護等による長期欠勤、出向等の理由で休職中の者及び内定者を含む。）との間で締結された雇用契約上の地位及びこれに基づく一切の権利義務。

5. 許認可等

本効力発生日の前日の終了時点において、本件事業に関して分割会社が保有する本件事業に関する許可、認可、免許、承認、登録及び届出等のうち、法令に基づき承継可能なもの。

6. 知的財産権

本件事業に属する一切の知的財産権（特許権、実用新案権、商標権、意匠権、著作権、ノウハウ等）は承継会社に承継しない。但し、別途分割会社と承継会社間で合意したものを除く。

以上

3. 会社法施行規則第183条に定める内容の概要

(1) 対価の相当性に関する事項

本吸収分割に際して、承継会社から当社に対し、承継対象権利義務に代わる金銭等の交付を行う予定はありません。これは、承継会社が当社の完全子会社であり、承継会社から当社に対して対価を交付する必要性が認められないためであり、本吸収分割による対価を無対価とすることは相当であると判断しております。

また、以上により、本吸収分割に際して承継会社の資本金および資本準備金の額は変動いたしません。

(2) 承継会社の成立日における貸借対照表の内容

承継会社は、2025年3月31日に設立された会社であり、最初の事業年度が終了していないため、最終事業年度もありません。同社の成立の日における貸借対照表の内容は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|---------------|--------|----------------|--------|
| (資産の部) | | (負債の部) | |
| 流動資産 | 10,000 | 負債合計 | — |
| 現金及び預金 | 10,000 | (純資産の部) | |
| | | 株主資本 | 10,000 |
| | | 資本金 | 10,000 |
| | | 純資産合計 | 10,000 |
| 資産合計 | 10,000 | 負債純資産合計 | 10,000 |

(3) 承継会社の成立の日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

該当事項はございません。

(4) 当社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

当社は、2025年4月18日開催の取締役会において、本総会に、資本準備金の額2,522,859,167円を1,375,255,205円減少して、1,147,603,962円とし、その他資本剰余金に振り替えることについて付議することを決議いたしました。なお、資本準備金の額の減少の効力発生日は2025年8月29日の予定です。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社は、第1号議案「吸収分割契約承認の件」に記載のとおり、持株会社体制へ移行する予定であります。これに伴い、当社の商号を「株式会社リソー教育グループ」に変更するとともに、その事業目的を持株会社体制移行後の事業に合わせるべく変更するものであります。なお、現行定款第1条（商号）および第2条（目的）に係る定款変更は、第1号議案「吸収分割契約承認の件」が原案どおり承認可決されることおよび本吸収分割の効力発生を条件として、本吸収分割の効力発生日（2025年9月1日）に変更の効力が発生するものとし、また、あわせてその旨の附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

| 現行定款 | 変更案 |
|--|--|
| (商号) 第1条 当社は、 <u>株式会社リソー教育</u> と称し、 <u>英文名は R I S O K Y O I K U C O . , L T D .</u> と表示する。 | (商号) 第1条 当社は、 <u>株式会社リソー教育グループ</u> と称し、 <u>英文名は R I S O K Y O I K U G R O U P C O R P O R A T I O N</u> と表示する。 |
| (目的) 第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。 | (目的) 第2条 当社は、次の事業を営む <u>会社の株式を保有することにより、当該会社の事業活動を支配または管理すること</u> を目的とする。 |
| (1) ~ (24) (条文省略) | (1) ~ (24) (現行どおり) |
| 第3条~第49条 (条文省略) | 第3条~第49条 (現行どおり) |

| 現行定款 | 変更案 |
|------|--|
| (新設) | <p><u>附則</u></p> <p><u>第1条(商号)および第2条(目的)の変更は、2025年5月23日開催予定の定時株主総会に付議される吸収分割契約承認の件が原案どおり承認可決され、当該吸収分割の効力が発生することを条件として、当該吸収分割の効力発生日である2025年9月1日に効力が生じるものとし、本附則は、その効力発生日経過後にこれを削除する。</u></p> |

第3号議案 資本準備金の額の減少の件

1. 資本準備金の額の減少の理由

当社は、第1号議案「吸収分割契約承認の件」に記載のとおり、持株会社体制へ移行する予定であります。これに伴い、今後の資本政策の柔軟性および機動性を確保することを目的として、会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金の額を減少し、その他資本剰余金に振り替えるものであります。なお、資本準備金の額の減少は、第1号議案「吸収分割契約承認の件」が原案どおり承認可決されることを条件とします。

資本準備金の額の減少は、純資産の部における勘定科目間の振替処理であり、純資産の変動はなく、当社業績に与える影響はありません。

2. 資本準備金の額の減少の内容

(1) 減少する資本準備金の額

資本準備金の額2,522,859,167円を1,375,255,205円減少して、1,147,603,962円とする予定であります。

(2) 資本準備金の額の減少の方法

会社法第448条第1項の規定に基づき資本準備金の額の減少を上記のとおり行っただうえで、その全額をその他資本剰余金に振り替えます。

(3) 資本準備金の額の減少が効力を生ずる日

2025年8月29日

第4号議案 取締役7名選任の件

現任の取締役全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期が満了となります。つきましては、取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況) | 所有する当社の株式数 |
|---|--|---|------------|
| 1 | <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> てん ぼう まさ ひこ 天 坊 真 彦 (1964年11月2日生) | 1995年3月 当社 入社 2004年11月 当社 教務企画局 課長 2005年9月 当社 経営企画本部秘書室課長 2012年9月 当社 経営企画本部秘書室副部長 2014年3月 当社 経営企画本部秘書室兼管理企画局 副部長 2014年5月 当社 取締役管理企画局 局長 2015年5月 当社 専務取締役 2015年10月 当社 代表取締役社長 2019年7月 当社 代表取締役副会長 2019年9月 株式会社駿台TOMAS 代表取締役社長 2022年1月 当社 代表取締役社長（現任） | 54,150株 |
| 【取締役候補者とした理由】 天坊真彦氏は、2015年から当社代表取締役として、強力なリーダーシップを発揮してまいりました。これまでの豊富な経験と実績をもとに、当社の事業発展や中長期的な企業価値向上に今後も貢献すると考えられることから、引き続き選任をお願いするものであります。 | | | |

| 候補者 番号 | 氏 名 (生年月日) | 略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況) | 所有する当社の株式数 |
|--|--|--|------------|
| 2 | <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 10px;">再任</div> く め ま さ あ き 久 米 正 明 (1953年2月28日生) | 1975年4月 株式会社協和銀行（現株式会社りそな銀行） 入行 1986年6月 新日本証券株式会社（現みずほ証券株式会 社） 入社 2000年4月 新光証券株式会社 事業法人第2部長 （新日本証券、和光証券合併） 2003年6月 同社 執行役員法人資金部長 2005年4月 同社 常務執行役員 2006年4月 同社 専務執行役員 2007年6月 同社 取締役専務執行役員 2009年5月 みずほ証券株式会社 常務取締役兼常務執行役員 2011年1月 当社 顧問 2011年6月 当社 顧問辞任 2011年6月 ドイツ証券株式会社 営業本部副会長 2017年3月 当社 執行役員CFO（最高財務責任者） 2017年4月 株式会社リソーウェルフェア 代表取締役社長（現任） 2017年5月 当社 取締役副社長CFO（最高財務責任 者）（現任） 2019年5月 当社 管理部門管掌取締役（現任） 2019年9月 株式会社駿台TOMAS 監査役（現任） 2022年5月 株式会社ココカラTチャーズ 代表取締役社長（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社リソーウェルフェア 代表取締役社長 株式会社ココカラTチャーズ 代表取締役社長 株式会社駿台TOMAS 監査役 | 1,000株 |
| 【取締役候補者とした理由】 久米正明氏は、当社顧問を経て2017年に当社執行役員CFO（最高財務責任者）に就任後、同年当社取締役副社長に就任し、当社グループの経営を牽引してまいりました。金融機関における豊富な経験と実績から、当社の事業発展や中長期的な企業価値向上に今後も貢献すると考えられることから、引き続き選任をお願いするものであります。 | | | |

| 候補者 番号 | 氏 名 (生年月日) | 略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況) | 所有する当社の 株式数 |
|---|---|---|----------------|
| 3 | <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">再任</div> うえだ まさや 上田 真也 (1956年12月17日生) | 1996年1月 当社 入社 2009年1月 株式会社リソー教育企画(現当社) 部長 2009年9月 同社 副局長 2011年3月 同社 局長 2013年5月 同社 取締役局長 2013年10月 同社 代表取締役社長 2015年5月 当社 取締役 2016年5月 当社 代表取締役常務 2016年5月 株式会社スクールTOMAS 代表取締役社長(現任) 2020年1月 当社 代表取締役専務(現任) 2022年5月 株式会社プラスワン教育 取締役副会長 (現任) 2023年5月 株式会社名門会 取締役副会長(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社スクールTOMAS 代表取締役社長 株式会社名門会 取締役副会長 株式会社プラスワン教育 取締役副会長 | 48,180株 |
| <p>【取締役候補者とした理由】 上田真也氏は、1996年に当社に入社以降、TOMASの教室運営に従事し、当社の成長の原動力となる生徒募集勧誘事業に携わってまいりました。また、株式会社スクールTOMASの代表取締役社長として学校内個別指導事業を指揮し、同社の成長を牽引しております。これまでの豊富な経験と実績をもとに、当社の事業発展や中長期的な企業価値向上に今後も貢献すると考えられることから、引き続き選任をお願いするものであります。</p> | | | |

| 候補者 番号 | 氏 名 (生年月日) | 略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況) | 所有する当社の株式数 |
|--|---|---|------------|
| 4 | <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">再任</div> <small>にし うら さぶ ろう</small> 西 浦 三 郎 (1948年6月10日生) | 1993年 5 月 株式会社富士銀行 目黒支店長 1995年 5 月 同行 数寄屋橋支店長 1998年 6 月 同行 取締役法人開発部長 1999年 5 月 同行 取締役営業第一部長 2000年 8 月 同行 常務執行役員 法人グループ長兼法人開発部長 2002年 4 月 株式会社みずほ銀行 常務執行役員 2004年 4 月 同行 取締役副頭取 2006年 3 月 ヒューリック株式会社 入社 代表取締役社長 2016年 3 月 同社 代表取締役会長（現任） 2022年 5 月 当社 取締役（非業務執行）（現任） （重要な兼職の状況） ヒューリック株式会社 代表取締役会長 | 0株 |
| <p>【取締役候補者とした理由】 西浦三郎氏は、企業経営者としての豊富な経験を有しており、その実績も輝かしいものがあります。これらの経験および実績ならびに事業経営に関する幅広い知識を最大限活かし、当社グループのさらなる企業価値向上のために貢献していただけるものと期待しており、選任をお願いするものであります。</p> | | | |

| 候補者 番号 | 氏 名 (生年月日) | 略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況) | 所有する当社 の株式数 |
|---|--|---|----------------|
| 5 | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin-right: 10px;">再任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin-right: 10px;">社外</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin-right: 10px;">独立</div> さとうとしお 佐藤敏郎 (1967年10月10日生) | 1998年4月 公認会計士登録 2005年1月 株式会社オーナー企業総合研究所(現山田コンサルティンググループ株式会社) 代表取締役研究所長 2005年3月 税理士登録 2007年6月 TFPコンサルティンググループ株式会社 (現山田コンサルティンググループ株式会社) 取締役 2009年3月 税理士法人K・T・Two 代表社員(現任) 2014年5月 当社 社外取締役(現任) 2016年6月 日本公認会計士協会神奈川県 副会長(現任) 2019年7月 日本公認会計士協会 常務理事(現任) 2022年6月 株式会社クラステクノロジー 社外取締役 (監査等委員) 2024年4月 熊本学園大学会計専門職研究科実務家講師(現任) 2024年6月 株式会社熊本ホテルキャッスル 社外監査役(現任) 株式会社クラステクノロジー 社外監査役(現任) 2024年9月 国立大学法人熊本大学 監事(現任) (重要な兼職の状況) 税理士法人K・T・Two 代表社員 日本公認会計士協会 常務理事 日本公認会計士協会神奈川県 副会長 株式会社クラステクノロジー 社外監査役 熊本学園大学会計専門職研究科実務家講師 株式会社熊本ホテルキャッスル 社外監査役 国立大学法人熊本大学 監事 | 0株 |
| <p>【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】</p> <p>佐藤敏郎氏は、公認会計士および税理士としての専門知識を有しており、主に経営に対する高い見識からのアドバイスを期待するため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。</p> | | | |

| 候補者 番号 | 氏 名 (生年月日) | 略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況) | 所有する当社 の株式数 |
|--|---|---|----------------|
| 6 | <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">再任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">社外</div> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">独立</div> <small>こにしとおる</small> <small>小西 徹</small> <small>(1978年12月2日生)</small> | 2008年9月 弁護士登録（東京弁護士会） 2008年9月 霞総合法律事務所 入所 2015年2月 目黒・白金法律事務所 開設 2016年5月 当社 社外取締役（現任） | 0株 |
| <p>【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】</p> <p>小西徹氏は、弁護士としての豊富な経験と専門知識を有しており、主にコンプライアンスの観点からのアドバイスを期待するため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は、直接経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断いたしました。</p> | | | |

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況) | 所有する当社の株式数 |
|--|--|--|------------|
| 7 | <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">再任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">社外</div> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">独立</div> おのだ まいこ 小野田 麻衣子 (芸名：いとう まい子) (1964年8月18日生) | 1983年2月 芸能活動開始 2016年4月 早稲田大学大学院 博士後期課程入学 2017年6月 株式会社ライトスタッフ 代表取締役(現任) 2019年1月 株式会社エクサウィザーズ フェロー就任 (現任) 2021年10月 株式会社マイカンパニー 代表取締役(現任) 2021年12月 株式会社タスキ 社外取締役 2022年5月 当社 社外取締役(現任) 2024年4月 株式会社タスキホールディングス 社外取締役 (現任) 2025年4月 情報経営イノベーション専門職大学 教授 (現任) 洗足学園音楽大学 客員教授(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社ライトスタッフ 代表取締役 株式会社エクサウィザーズ フェロー 株式会社マイカンパニー 代表取締役 株式会社タスキホールディングス 社外取締役 情報経営イノベーション専門職大学 教授 洗足学園音楽大学 客員教授 | 3,300株 |
| 【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】 小野田麻衣子氏は、俳優、経営者、研究者に加え、2025年度より大学の教授に就任するなど、多岐にわたり活躍されております。豊富な経験およびダイバーシティなど幅広い視点からアドバイスをいただきたく、社外取締役として選任をお願いするものであります。 | | | |

- (注) 1. 西浦三郎氏は、非業務執行取締役候補者であります。同氏は、当社の親会社でありますヒューリック株式会社の業務執行者であり、過去10年間に於いても同社の業務執行者でありました。なお、同氏の同社における現在および過去10年間の地位および担当は、上記「略歴、当社における地位および担当(重要な兼職の状況)」欄に記載のとおりであります。
2. その他の各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 佐藤敏郎氏、小西徹氏および小野田麻衣子氏は、社外取締役候補者であります。佐藤敏郎氏が当社社外取締役に就任してからの年数は11年、小西徹氏が当社社外取締役に就任してからの年数は9年、小野田麻衣子氏が当社社外取締役に就任してからの年数は3年であります。

4. 当社は、西浦三郎氏、佐藤敏郎氏、小西徹氏および小野田麻衣子氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、各氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しており、役員がその職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者の選任が承認された場合には、各候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
6. 佐藤敏郎氏、小西徹氏および小野田麻衣子氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、各氏の選任が承認された場合、独立役員として指定する予定であります。

第5号議案 監査役1名選任の件

監査役 阿部一博氏は、本総会終結の時をもって辞任されますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。なお、監査役候補者の1名は、辞任する監査役の補欠ではなく、その任期は選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとなります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

| 氏名 (生年月日) | 略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況) | 所有する当社の株式数 |
|--|---|------------|
| <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">新任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-left: 10px;">社外</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">独立</div> <small>しほ さ とし ひこ</small> 渋谷 佐 寿 彦 (1981年12月22日生) | 2003年10月 新日本監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）入所 2007年 8月 独立開業 2008年 9月 虎ノ門有限責任監査法人設立 理事長 代表社員（現任） 2011年 7月 株式会社虎ノ門会計 代表取締役（現任） 2019年 4月 相馬ガスホールディングス株式会社（現株式会社グリーンジョン） 代表取締役社長（現任） 2021年 7月 株式会社バイオマスレジン福島（現株式会社ライスレジン）設立 代表取締役CEO/CFO（現任） （重要な兼職の状況） 虎ノ門有限責任監査法人 理事長 代表社員 株式会社虎ノ門会計 代表取締役 株式会社グリーンジョン 代表取締役社長 相馬ガス株式会社 代表取締役 株式会社ライスレジン 代表取締役CEO/CFO 日本公認会計士協会 常務理事 一般社団法人M&A支援機関協会 理事 一般社団法人サステナビリティマネジメント&アシュアランス機構 理事 一般社団法人生成AI活用普及協会 監事 | 0株 |
| 【社外監査役候補者とした理由】 渋谷寿彦氏は、公認会計士および税理士として企業会計に精通しており、また、企業経営者としての豊富な経験を有していることから、専門的見地ならびに経営に関する高い見識を当社グループの監査体制に生かしていただけるものと考え、新たに社外監査役の選任をお願いするものであります。 | | |

(注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 渋谷寿彦氏は、社外監査役候補者であります。
3. 渋谷寿彦氏の選任が承認された場合、当社は、同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。
4. 当社は、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しており、役員がその職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。渋谷寿彦氏の選任が承認された場合には、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
5. 渋谷寿彦氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合、独立役員として指定する予定であります。

第6号議案 取締役（非業務執行取締役および社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2009年5月26日開催の第24回定時株主総会において年額300百万円以内（ただし、使用人分給与を含みません。）とご承認いただいております。また別枠で、2018年5月25日開催の第33回定時株主総会においてストック・オプション報酬額として年額100百万円以内とご承認いただいております。2021年5月28日開催の第36回定時株主総会において取締役に対するストック・オプション内容一部追加についてご承認いただいております。今般、当社の取締役（非業務執行取締役および社外取締役を除き、以下「対象取締役」といいます。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠で、対象取締役に対し、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給し、又は、譲渡制限付株式を報酬等として付与することにつきご承認をお願いいたします。

なお、当該制度の導入に伴い、本議案が承認可決されることを条件に、今後取締役に対するストック・オプションの新たな発行は行わないことといたします。（既に付与済みのストック・オプションは残存します。）

本議案に基づく譲渡制限付株式の付与は、取締役会決議に基づき、以下のいずれかの方法で行うものいたします。

- ① 対象取締役の報酬等として金銭の払込み又は現物出資財産の給付を要せずに当社の普通株式の発行又は処分を行う方法
- ② 対象取締役に対して報酬等として金銭報酬債権を支給し、対象取締役が当該金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付して、当社の普通株式の発行又は処分を受ける方法（以下「現物出資交付」といいます。）

本議案に基づき対象取締役に対して発行又は処分される当社の普通株式の総数は年間260,000株以内、その報酬の総額は上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として年額100百万円以内かつ当該期の連結経常利益の1.5%以内といたします。ただし、当社の発行済株式総数が、株式の併合又は株式の分割（株式無償割当てを含みます。）によって増減した場合は、上記の上限株式数はその比率に応じて調整されるものいたします。

なお、現物出資交付の場合の1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利とならない範囲において取締役会にて決定します。

また、各対象取締役への具体的な支給時期および配分については、指名報酬諮問委員会の審議を経た上で、その意見を尊重して、取締役会において決定することといたします。

なお、現在の対象取締役は3名であり、第4号議案が原案どおり承認可決されますと、引き続き対象取締役は3名となります。

また、本議案に基づく譲渡制限付株式の付与に当たっては、当社と対象取締役との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものいたします。

- (1) 対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、本割当株式の交付日から当該対象取締役が当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位を退任又は退職する日までの期間（以下「譲渡制限期間」という。）、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。
- (2) 対象取締役が当社の取締役会が定める期間（以下「役務提供期間」という。）が満了する前に上記(1)に定める地位を退任又は退職した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。
- (3) 当社は、対象取締役が、役務提供期間中、継続して、上記(1)に定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、上記(2)に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間が満了する前に上記(1)に定める地位を退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数を、必要に応じて合理的に調整するものとする。
- (4) 当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記(3)の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- (5) 当社は、譲渡制限期間中に、対象取締役が法令、社内規則又は本割当契約の違反その他本割当株式を無償取得することが相当である事由として当社の取締役会で定める事由に該当した場合、本割当株式を当然に無償で取得する。
- (6) 上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当

社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

- (7) 上記(6)に規定する場合においては、当社は、上記(6)の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

【譲渡制限付株式を付与することが相当である理由】

本議案は上記のとおり正当な理由に基づくものであり、本議案に基づき1年間に発行又は処分される株式数の上限の発行済株式総数（2025年2月28日時点）に占める割合は0.15%とその希薄化率は軽微です。また、本議案についてご承認いただいた場合には、当社は、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を改定し、取締役に譲渡制限付株式を付与する内容にする予定ですが、本議案の内容はそのために必要かつ相当な内容となっています。

そのため、本議案の内容は相当なものであると判断しております。

（ご参考）

当社は、本議案が承認されることを条件として、当社子会社の取締役に對し、譲渡制限付株式を付与する予定であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場 東京都豊島区西池袋一丁目6番1号
ホテルメトロポリタン 4階 桜
電話 (03) 3980-1111 (代表)

交通 J R池袋駅西口から徒歩3分
J R池袋駅メトロポリタン口から徒歩2分
東京メトロ副都心線池袋駅2a出口から徒歩5分
護国寺・北池袋・東池袋ICより7分(車)

